８監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県教育委員会教育長から随時監査の結果（令和８年８月７日８監査公表第７号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和８年 11 月６日

愛知県監査委員　今　田　幹　雄
同　小　川　　淳
同　柏　木　勝　広
同　山　本　浩　史
同　中　根　義　高

該当機関	是正又は改善を必要とする事項	措　置　の　内　容
新城有教館高等学校	○指摘事項 【現金の収納に係る領収書及び現金出納簿を作成していなかったもの（合規性）】 愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）では、会計管理者、出納員及び分任出納員は、納入通知書を発しない歳入の収入について、納入義務者から直接現金等の納付を受けたときは、財務規則で定める様式の領収書を納入義務者に交付することとされている。 しかしながら、新城有教館高等学校では、令和８年４月 23 日以降監査実施日までの間の各種生産品の委託販売について、領収書８件を作成していなかった。 また、校内販売のように不特定多数の者へ現金引換えで販売する実習販売については、購入者への領収書の交付が困難な場合は、実習担当職員を販売責任者として指定し、出納員は販売責任者を相手方とみなし、領収書を交付することとされているが、同校では、令和８年４月 23 日以降監査実施日までの間の実習販売について、領収書 20 件を作成していなかった。 さらに、出納員は、現金を領収又は払出したときは、その都度現金出納簿に記入することとされているが、同校では、監査実施日において、令和８年度の現金出納簿を作成していなかった。	令和８年５月 29 日までに、未作成であった領収書を作成し、交付するとともに、現金出納簿を作成した。 再発防止策として、現金受領の都度、領収書を作成するよう周知徹底するとともに、金融機関への現金の払込み後に、領収書の作成状況及び現金出納簿の記帳状況について、上司を含む複数の職員で確認する体制を整備した。 また、教育委員会としては、令和８年８月５日付けで本事例を各所属へ周知するとともに、同年９月４日に県立学校事務職員協会理事会及び連絡調整会において、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。